

議案第15号

旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月26日 提出

旭市長 米本 弥一郎

旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例

旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年旭市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「、第11条」を削り、「、第21条及び第27条」を「及び第21条」に改め、同条第2項中「並びに第24条第2項及び第5項」を「、第24条第2項及び第5項並びに第27条第2項第1号」に、「100分の172.5」を「100分の95」に改め、「受ける職員」の次に「と、給与条例第27条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」を加え、同条第3項中「、第11条」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。